

橋梁点検結果(地方公共団体)

橋梁名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		点検記録 判定区分
						管理者名	都道府県名	市区町村名	
開拓橋	(カタクハシ)	パイロット1号線	1987	78.4	8.5	砂川市	北海道	砂川市	II
パイロット橋	(パイロットハシ)	高速横断14号通り	1987	48.8	6.0	砂川市	北海道	砂川市	II
牧歌橋	(ボッカハシ)	牧線	1987	47.2	8.5	砂川市	北海道	砂川市	II
公園橋	(コウエンハシ)	東3号通り	1987	47.5	18.5	砂川市	北海道	砂川市	III
北光4号橋	(ホッコウ4ゴウハシ)	北5号線	1978	15.7	8.5	砂川市	北海道	砂川市	III
希望橋	(キボウハシ)	高速横断11号通り	1987	57.5	6.4	砂川市	北海道	砂川市	II
晴見橋	(ハルミハシ)	高速横断8号通り	1987	59.5	7.0	砂川市	北海道	砂川市	II
林子橋	(リンゴハシ)	北2号線	1987	54.0	8.5	砂川市	北海道	砂川市	II
北吉野橋	(キタヨシノハシ)	高速横断7号通り	1987	51.1	7.0	砂川市	北海道	砂川市	II
西正和橋	(ニシジョウワハシ)	西1条北通り	1971	17.5	11.7	砂川市	北海道	砂川市	III
古峯橋	(フルミネハシ)	南3号線	1987	45.7	7.0	砂川市	北海道	砂川市	II
北電橋	(ホクデンハシ)	北電通り	1974	63.3	9.2	砂川市	北海道	砂川市	III

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。